独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社共和電業	コード	6853
提出日	2024/3/5	異動（予定）日	2024/3/27
独立役員届出書の提出理由	独立役員である玉井亨氏が定時株主総会終結をもって監査等委員である取締役を任期満了することにともない、新たに輪島勝紀氏を独立役員と指定するため。		

☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	輪島勝紀	社外取締役	○										△				新任	有
2	綾部収治	社外取締役	○										△					有
3	柿崎正樹	社外取締役	○										△					有
4	百瀬崇子	社外取締役	○										○					有
5																		

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	2016年まで取引先である日立オートモティブシステムズ株式会社（現：日立Astemo株式会社)に在籍しておりました。	輪島勝紀氏は、トキコシステムソリューションズ株式会社代表取締役社長および日立オートモティブシステムズ株式会社取締役を務められるなど、自動車分野や計測事業に携わる企業において要職を歴任し、幅広い知見を有しており、当社グループの経営に有益な助言をいただくと共に、独立した立場から当社の経営を監督していただく事を期待しております。 当社とトキコシステムソリューションズ株式会社の間には、お互いの独立性に影響を及ぼすような特段の資本関係や取引関係等の事情はございません。 また、当社は、同氏が2016年まで在籍しておりました日立オートモティブシステムズ株式会社（現：日立Astemo株式会社）に対して、当社製品等の販売を行っておりますが、当社グループの連結売上高全体に占める割合は僅少であるため、当社に与える影響は無いものと認識しております。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定したします。
2	2015年まで取引先である芙蓉総合リース株式会社に在籍しておりました。	綾部収治氏は、金融機関をはじめとした多くの会社の取締役を歴任されており、企業経営者としての豊富な経験や見識および財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、独立役員に指定致しました。 当社は、同氏が2015年まで在籍しておりました芙蓉総合リース株式会社と複数のリース契約を締結しているものの、金額としては少額であることから、当社に与える影響は無いものと認識しております。 なお、同氏は当社の取引先であるみずほ銀行の前身企業の一つであるみずほコーポレート銀行に2012年まで在籍しておりましたが、同行を退行後、10年以上経過しております。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
3	2019年まで取引先である株式会社山形銀行に在籍しておりました。	柿崎正樹氏は、株式会社山形銀行常勤監査役および山銀リース株式会社代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験や見識および財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保ならびに取締役会の監督機能の強化を図るうえで適任と判断し、独立役員に指定いたしました。 当社は、同氏が2019年まで在籍しておりました株式会社山形銀行より融資を受けているものの、その金額は少額であることから、当社に与える影響はないものと認識しております。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
4	現在、顧問契約を締結している矢吹法律事務所に所属しております。	百瀬崇子氏は弁護士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、独立役員に指定致しました。 当社は、同氏が所属している矢吹法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、顧問料は少額であります。なお、2024年4月以降は、同氏が所属する長濱・水野・井上法律事務所と顧問契約を締結する予定ですが、顧問料は少額であります。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
5		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。